天橋立を世界遺産にする会規約

(名称)

第1条 この会は、天橋立を世界遺産にする会(以下「本会」という。)と称する。 (目的)

第2条 本会は、我が国の宝である天橋立を中心とする地域(以下「天橋立地域」という。)を保全し、将来に継承するとともに、地域の誇りとしてその魅力を高めていくため、世界遺産への登録を目指し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、前条の目的に賛同する団体及び個人で組織する。

(事業)

- 第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 天橋立地域の保全・継承に関する事業
 - (2) 天橋立地域の世界遺産登録の推進に関する事業
 - (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

- 第5条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理 事 若干名
 - (4) 監事 2名
- 2 会長は、総会で選任する。
- 3 副会長、理事及び監事は、総会の同意を得て会長が委嘱する。
- 4 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副 会長が、その職務を代理する。
- 6 理事は、重要事項について協議する。
- 7 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

- 第6条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。 (顧問)
- 第7条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の求めに応じ、総会若しくは理事会に出席し、又はその他の方法により意見を述べることができる。

(特別委員)

- 第8条 本会に特別委員を置くことができる。
- 2 特別委員は、会長が委嘱する。
- 3 特別委員は、本会の活動に対し指導・助言を行うことができる。

(部会)

- 第9条 本会に部会を置く。
- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により定める。
- 4 部会の所掌事項、運営方法その他の必要な事項は、会長が別に定める。

(総会)

- 第10条 総会は、毎年1回、開催するものとする。ただし、会長が必要と認めるとき は、臨時総会を開くことができる。
- 2 総会は、会長が招集し、議長を務める。
- 3 総会の議決事項は、次のとおりとする。
 - (1) 規約の改廃に関すること。
 - (2) 事業計画に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 役員の選任に関すること。
 - (5) その他本会の目的の達成に関し必要な事項
- 4 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会)

- 第11条 理事会は、会長、副会長、理事及び部会長をもって組織する。
- 2 理事会は、必要に応じ、会長が招集する。
- 3 理事会の協議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 総会提出議案に関すること。
 - (2) 総会議決事項の実施に関すること。
 - (3) その他会長において必要と認めた事項

(経費)

- 第12条 本会の経費は、補助金、会費その他の収入をもって充てる。
- 2 会費は、会長が別に定める。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。 (事務局)

第14条 本会の事務局は、宮津市役所内に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年12月27日から施行する。

(役員の任期の特例)

2 本会設立当初の役員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年3 月31日までとする。

(会計年度の特例)

3 本会の設立初年度の会計年度は、第 13 条の規定にかかわらず、設立の日から平成20年3月31日までとする。